

議案第七号

佐倉市自治基本条例制定について

佐倉市自治基本条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成二十二年十一月二十九日提出

佐倉市長 藤

和雄

佐倉市自治基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 基本環境

第一節 情報の提供及び個人情報情報の保護（第六条・第七条）

第二節 市民参加（第八条―第十三条）

第三章 自治の基本原則

第一節 行政運営（第十四条―第二十一条）

第二節 議会運営（第二十二条）

第三節 地域自治（第二十三条・第二十四条）

第四章 市民協働の推進（第二十五条）

第五章 広域連携の促進（第二十六条・第二十七条）

第六章 実効性の確保

第一節 公正性の確保（第二十八条―第三十一条）

第二節 責任及び責務（第三十二条―第三十五条）

第三節 運用及び管理（第三十六条・第三十七条）

附則

私たちのまち佐倉市は、印旛沼に代表される水辺空間と北総台地に広がる豊かな緑地、そして佐倉城を中心とする城下町としての歴史・伝統文化を有する魅力あるまちとして発展してきました。

こうした中、地方分権の進展や人口減少・少子高齢化社会の本格的な到来により、社会構造そのものの転換期を迎えた今日、私たち佐倉市民は、恒久平和の実現と基本的人権の尊重の下、先人から受け継がれてきた当地の豊かな地域資源を将来世代に誇りを持って引き継がなければなりません。

また、こうした豊かな地域資源を、今後の創造的なまちづくりに活かすことで、心豊かに安心して暮らせるまちづくりと、着実に歩み続けていくことのできる持続可能な地域を構築していく責任もあります。このため、地方自治の本旨に基づき、市民と市民に信託を受けた市長及び市議会との間で、将来にわたり共有すべきまちづくりの仕組みを自ら定めることが必要です。

ここに、永く市民の行動規範となっている佐倉市民憲章の精神を礎に、佐倉市の自治の原則を明らかにし、もって市民の力が最大限発揮される自立した市民社会を築いていくために、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自治によるまちづくりを推進するための基本的事項を定めるとともに、まちづくりの主体となるものの責任及び責務等を明らかにすることにより、自立的な市政運営による団体自治と市民参加による住民自治を推進し、もって市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(条例の位置付け)

第二条 この条例は、自治によるまちづくりの基本について定めるものであつて、市は、他の条例、規則その他の規程の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図らなければならない。

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。

二 市 市長その他の執行機関（地方自治法（昭和二十二年第六十七号）第七章に規定するものをいう。以下同じ。）及び議会をいう。

三 市民参加 市民が市政に対して主体的に参加すること及び多様な立場から主体的に地域コミュニティに参加することをいう。

四 地域コミュニティ 市民が互いに助け合い、より良い地域社会を実現することを目的として、地縁その他の要因により自主的に構成された団体及びその活動が及ぶ人的及び空間的な範囲をいう。

五 まちづくり 住み良いまちと豊かな地域社会をつくるための取組をいう。

(まちづくりの基本理念)

第四条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市民及び市は、まちづくりに当たっては、恒久的な平和の実現と基本的な人権の尊重を目指すものとして行わなければならない。

3 市民及び市は、まちづくりに当たっては、人口動態、自然環境その他内外の社会経済情勢の変化に対し、持続可能性のある地域の形成に取り組まなければならない。

(基本原則)

第五条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づきまちづくりを推進する。

一 市民は、自らがまちづくりの主体として、地域における自治（以下「地域自治」という。）の充実と市民福祉の増進に努めるものとする。

二 市民及び市は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

三 市民及び市は、相互の理解と信頼に基づき、協力し、及び協働してまちづくりを進めるものとする。

第二章 基本環境

第一節 情報の提供及び個人情報の保護

(市政情報の提供)

第六条 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で速やかに市民に提供するものとする。

3 市は、市政の公正性及び透明性を高め、市民と市政との信頼性の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第七条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより個人情報を適正に保護しなければならない。

第二節 市民参加

(市民参加の原則)

第八条 市民は、まちづくりの主体として市民参加を行うことができる。

(市政への市民参加)

第九条 市民は、国籍、性別、年齢その他社会的又は経済的環境にかかわらず、市政に参加することができる。

2 市民は、市政へ参加できないことを理由として不利益を受けない。

（市民参加の環境整備等）

第十条 市は、市民が市政に参加しやすい環境の整備に努めるとともに、多様な方法を用いて市民の意見を求め、これを市政に反映させるよう努めるものとする。

（住民投票）

第十一条 市長は、市民生活にかかわる市政上の重要な課題に関し、広く市民の意思を直接確認するため、当該課題ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

（市民参加推進委員会）

第十二条 市政への市民参加に関する事項を調査審議するため、佐倉市市民参加推進委員会（以下「市民参加推進委員会」という。）を置く。

2 市民参加推進委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

一 市政への市民参加に係る手続及び方法について調査審議し、答申すること。

二 市政に関する市民からの提言を受け、これを取りまとめること。

三 その他他市政への市民参加の推進に関すること。

3 前二項に定めるもののほか、市民参加推進委員会について必要な事項は、別に条例で定める。

（地域コミュニティへの市民参加）

第十三条 市民は、地域自治の充実と市民福祉の増進に寄与するため地域コミュニティに参加することができる。

第三章 自治の基本原則

第一節 行政運営

（総合計画）

第十四条 市長は、計画的かつ効果的な政策を実現するため、行政運営の最も基本的な指針となる計画（以下「総合計画」という。）を定め、まちづくりの目標及びその達成のために必要となる事業の内容を明らかにしなければならない。

2 市長は、政策、施策及び事業を推進し、並びに個別の行政分野における計画等を策定するときは、総合計画との整合を図らなければならない。

3 市長は、総合計画の進捗状況^{ちよく}を適切に管理するとともに、分かりやすく公表しなければならない。
（法務運営）

第十五条 市は、法令等の解釈及び運用を適正に行うとともに、地域の課題を解決するため、必要な政策

の立案に応じて自治立法権を適切かつ積極的に行使するものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、研修等の充実により職員能力の向上に努めなければならない。

(財政運営)

第十六条 市は、徹底した経費削減及び行財政改革に取り組むとともに、効率的かつ重点的に施策を展開することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。

2 市は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化に留意し、自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。

3 市長は、市の財政状況を的確に把握し、適切な財務諸表等を作成の上、中長期的な視野に立った財政計画等の策定を行わなければならない。

4 市長は、予算の編成に際しては、総合計画との整合を図るとともに、市民からの意見を反映させるよう努めなければならない。

5 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を公表するとともに、その内容について市民に分かりやすく説明しなければならない。

(政策評価)

第十七条 市長は、効果的かつ効率的な行政運営のため、中立的かつ公正な基準の下で、総合計画に基づく施策の成果及び達成度並びに事務事業の有効性、効率性、必要性等を評価するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策の改善及び見直しに当たっては、これを適切に反映するよう努めるものとする。

(行政組織)

第十八条 執行機関は、行政運営における公正性及び透明性の向上を図るため、意思決定過程における手続の明確化に努めるものとする。

2 執行機関は、市民の視点に立ち、効率的で機動的かつ柔軟な組織編成に努めなければならない。

(危機管理体制)

第十九条 市長は、災害等の不測の事態から市民の身体、生命及び財産を守り、市民が安心して暮らせるまちをつくるため、市内及び市域を含む一定区域内における危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 市長は、市民、事業者及び関係諸団体と協力して、災害等の予防対策、応急対策及び復旧対策に努めるものとする。

(人材の確保等)

第二十条 市は、広く有能な人材の確保に努め、適材適所の人員配置、効果的な人材育成等により、組織及び職員の能力が最大限発揮されるよう努めなければならない。

(出資団体等)

第二十一条 市は、一定の要件を満たす出資団体（市が出資している団体をいう。）及び補助金等交付団体（市が補助金等を交付している団体をいう。）に対して、必要な範囲で当該団体の運営に関する情報を求め、厳正な評価を行うとともに、その結果を公表するよう努めなければならない。

第二節 議会運営

第二十二条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される市の意思決定機関として、市民の多様な意思の把握に努めなければならない。

2 議会は、公平、公正かつ透明な議会運営の下で、議員間の自由な討議を通じて論点を明らかにすることにより政策立案や政策提言を行わなければならない。

3 議会は、市民福祉の増進を図るため、重要な政策等の議決及び行政活動の監視等の役割を果たさなければならない。

4 議会は、市民が参画しやすい議会運営に努めるとともに、説明責任を果たすため積極的な情報公開を図らなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、議会運営の基本的事項については、別に条例で定める。

第三節 地域自治

（地域自治に関する取組）

第二十三条 市民は、自ら身近な地域の課題を解決するため、地域自治に関する取組の推進に努めるもの

とする。

(地域コミュニティ)

第二十四条 地域コミュニティは、地域自治の充実及び市民福祉の増進のために活動するものとする。

2 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、地域コミュニティの活動に対し必要な支援を行うことができる。

第四章 市民協働の推進

第二十五条 市民及び市は、相互に理解を深め、信頼関係の構築に努めるとともに、協働して公共的な課題の解決に取り組むものとする。

2 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、必要な課題を共有するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、協働の推進について必要な事項は、別に条例で定める。

第五章 広域連携の促進

(国及び他の地方公共団体との関係)

第二十六条 市は、共通する公共的課題を解決するため、国及び県その他の地方公共団体と互いの自主性及び自立性を尊重した上で、相互の交流、連携及び意見の交換に努めるものとする。

2 市民は、共通する公共的課題を解決するため、他の市町村の住民との相互の交流、連携及び意見の交換に努めるものとする。

(国際交流の推進等)

第二十七条 市民及び市は、公共的な課題の解決のために、国際交流を推進し、国外の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

第六章 実効性の確保

第一節 公正性の確保

(行政手続)

第二十八条 執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

(外部監査)

第二十九条 市長は、必要と認めるときは、別に条例で定めることにより、外部監査（地方自治法第二百五十二条の二十七に規定する外部監査契約に基づく監査をいう。）を実施することができる。

2 市長は、前項の規定により実施した監査の結果を市民に分かりやすく公表するものとする。
(オンブズパーソン)

第三十条 市民の市政に関する苦情を公正かつ中立の立場で迅速に処理し、市民の権利及び利益を擁護するため、佐倉市オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を置く。

2 オンブズパーソンは、申立てのあった苦情を調査し、是正するべき事項を認めるときは、市に必要な

措置をとるべき旨を勧告するとともに、原因となった事項の改善について意見を表明することができる。

3 市は、オンブズパーソンから前項の規定による勧告を受けたときは、誠実かつ適切に対処しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、オンブズパーソンに関し必要な事項は、別に条例で定める。

(競争入札)

第三十一条 市長は、競争入札に際しては、その経済性及び質の確保に留意するとともに、談合、働きかけ等の不正を廃し、公正の確保と透明性の向上に努めなければならない。

第二節 責任及び責務

(市民の責任)

第三十二条 市民は、この条例に規定された理念と基本原則に基づき、基本的人権を尊重するとともに、市民社会における連帯意識を自覚し、責任ある市民参加の上で豊かなまちづくりと将来世代に貢献するものとする。

(市長の責務)

第三十三条 市長は、直接選挙による市民の負託にこたえるべく、この条例に規定された理念と基本原則に基づき、公正かつ誠実に市政を推進しなければならない。

2 市長は、前項の目的を達成するため、市政運営に関し必要な環境の整備を行うものとする。

3 市長は、第一項の目的を達成するため、市の職員に対して必要な指揮監督を行うものとする。

(議員の責務)

第三十四条 議員は、直接選挙による市民の負託にこたえるべく、この条例に規定された理念と基本原則に基づき、市政の課題について市民の意見を把握し、個別事案の解決にとどまらず、市民全体の生活の向上に努めなければならない。

2 議員は、市長その他の執行機関との緊張関係の保持に努めなければならない。

3 議員は、研修、調査研究等による不断の研さんによって自らの資質の向上に努めなければならない。

(職員の責務)

第三十五条 市の職員は、自らが全体の奉仕者であることを自覚し、この条例に規定された理念と基本原則に基づき、職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、市民と地域の課題を共有し、これに的確に対応しなければならない。

第三節 運用及び管理

(佐倉市自治基本条例推進会議)

第三十六条 この条例の運用状況について確認し、必要に応じて市長に提言を行うため、佐倉市自治基本条例推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 市は、前項の規定による提言により、この条例の目的を達成するために改善が必要と認められたとき

は、この条例の改正を含め、必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(見直し手続)

第三十七条 市長は、推進会議の提言を踏まえ、この条例の運用状況を評価し、四年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この条例の見直しを行うときは、市民の意見を聴くものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十二条、第三十条及び第三十六条の規定は、公布の日から一年を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。